

平成 2 7 年 2 月 1 6 日  
京都市行財政局財政部契約課

## 建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う施工体制台帳の提出について

平成 2 6 年 6 月 4 日に公布されました「建設業法等の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 5 5 号）」により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部が改正されました。

これにより、これまで公共工事については、3,000万円以上（建築一式工事については4,500万円以上）の下請契約を締結した場合に施工体制台帳の作成及び提出を求めていましたが、平成 2 7 年 4 月 1 日以降に契約が締結された公共工事については、下請契約の金額を問わず、公共工事を受注した建設業者が下請契約を締結するときは、施工体制台帳を作成し、その写しを本市に提出していただく必要がありますので、御留意いただきますようよろしくお願いいたします。

施工体制台帳の記載例等が国土交通省から示されておりますので、詳細につきましては、下記の URL にて御確認下さい。

○ 施工体制台帳の記載例

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000191.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000191.html)

○ 施工体制台帳の作成等を行う際の指針

<http://www.mlit.go.jp/common/001066456.pdf>